視察報告書

全国市議会議長会研究フォーラム（盛岡）

国交省　空き家対策に関する国交省の取組

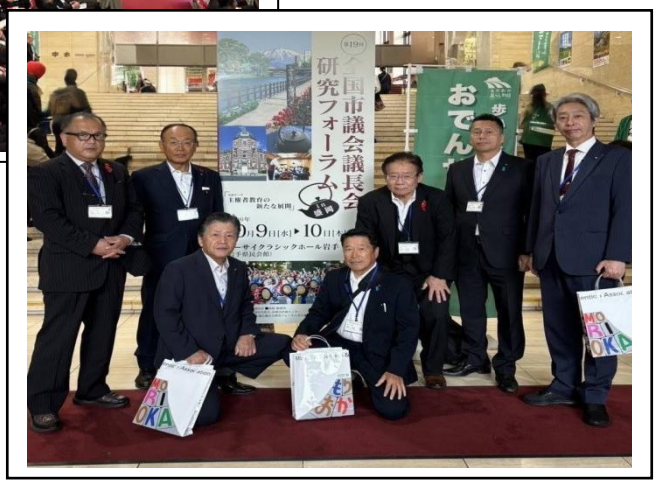

松阪市議会

政友会

令和６年10月25日

松阪市議会議長
中　島　清　晴　様

松阪市議会
政友会　市野　幸男

令和６年10月９日(水)から10月11日(金)の間、行政視察を実施しましたので下記のとおり報告いたします。

記

1. 視察参加者　松阪市議会　政友会　　7名
（代表）市野　幸男
中村　誠・松本　一孝・田中　正浩・米倉　芳周・坂口　秀夫・山本　芳敬

2. 視察先及び視察事項

（1）全国市議会議長会研究フォーラム in 盛岡
場所　　トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館)

① 主権者教育の新たな展開
・パネルディスカッション(1日目)
・課題討議(2日目)

（2）国土交通省　　東京議員会館(3 日目)
・空き家対策に関する国土交通省の取組

3. 研究内容
別紙のとおり

Ⅰ. 全国市議会議長会研究フォーラム

1. テーマ　主権者教育の新たな展開 【1日目】

◆ 内容

（1）【地方議会の課題と主権者教育】 パネルディスカッション

コーディネーター
　井柳　美紀　氏　静岡大学人文社会科学部法学科教授

パネリスト
　土山　希美枝　氏　法政大学法学部教授
　越智　大貴　氏　　一般社団法人 WONDER EDUCATION 代表理事
　渡辺　嘉久　氏　読売新聞東京本社教育ネットワーク事務局
　遠藤　政幸　氏　盛岡市議会議長

◆ 議長会による主権者教育の推進

主権者教育＝法律の話や選び方など、選挙についての知識や啓発を行う教育という認識が強い。

①　地方議会の課題
・投票率の低下　・無投票当選の増加　・議員の性別や年齢構成の偏りなど。

② 議会に関する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。

③ 出前講座・模擬など議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講ずること。

●市民と議会の間にあるもの、若者と社会の間にあるもの
議会と市民の間にある「へだたり」

議会が何をしているか？議員がなにをしているか？

若者と社会の間にある「へだたり」

自分や自分の意思決定、作用に対する肯定感の弱さ

● 議会は主権者教育の「主体」か？

議会は教育として何を行えるか

⇩

誰が対象か？手法は教育に値する内容か？

◆ 若者は、政治や社会をどうとらえているか？（18歳意識調査）

Q 今の自国の政治に関心がありますか。（どちらかと言えばある。も含む）

A 56.5%

Q 自分で国や社会を変えられると思うか。

A 45.8%

Q 家族や友人などと政治や社会問題の話をする。

A 50.5%

Q 社会のために役立ちたいと思うか。

A 64.3%

① 政治に関心が特別低いわけではない。

② 自分で国や社会を変えられると思っていない。

③ 社会のために役立ちたいとそこそこ思っている。

⇩

政治に関心がないから選挙にいかないというよりも
どうせ変わらないから選挙に行かないということがわかる。
一方で社会のために役立ちたいとも思っている。

◆ 学校現場における主権者教育の現状

模擬投票・・・選挙管理委員会などが主宰する講座・生徒会長選挙の活用

狙いや効果・・選挙の意義や価値を体験から直接感じられる。

選挙に関するルールなど専門家から聞ける。

課題・・・・・・・・イベントになってしまい継続性がない。

「自分で社会を変える」体験にはつながりづらい。

授業内での実施・・対話的な授業の実施・総合的な探求の時間の活用

狙いや効果・・政治や社会について友達同士で話ができる。

こども達が主体性を育む機会がある。
課題・・・・・・・・学校の中で終始しがちになってしまう。
こども主導になっているとは言えない。

学校での主権者教育は、選挙に関することや模擬投票体験が中心。
その背景には、「政治的中立」と「授業準備」というハードルがある。

【昭和44年文部省初等中等教育長通知などの影響】
学校は平素から生徒の政治的活動が教育上望ましくないことを生徒に理解させ、政治的活動に走ることの無いよう十分指導を行わなければならない。
（高等学校における政治的教養と政治的活動について）

【教育基本法第14条による政治的中立への配慮】
良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならない。

どうしても、選挙についての知識や啓発を行う教育がメインとなってしまう。

1. 課題討議 ： 主権者教育の取組報告 【2 日目】

「課題討議」地方議会と主権者教育

◆ コーディネーター

河村和徳　　東北大学大学院情報科学研究科准教授

事例報告者

白鳥　敏明　　伊那市議会前議長

諸岡　　覚　　四日市市議会議員（第83代議長）

服部　香代　　山鹿市議会議長

◆ 内容

（1）地方議会と主権者教育について（コーディネーターからの意見）

◎主権者教育の理想

・主権者教育は基本的シチズンシップ教育であるべき

・地域の社会的課題を自ら認識し、経験を含めた形で社会を改善していく力を養う方向に持っていくべき

・社会には多様な意見があることを理解する。

◎現実の主権者教育は

・知識の享受（制度の理解）が中心、正解を教えようとする

・投票者重視（模擬投票）の教育

・実施の主体が「公（教育委員会、選挙管理委員会）」・・連携の不十分さ

◎現在の主権者教育で感じる限界は

・選挙権年齢引き下げ以前なら現実の実例を使えたが現在は模擬投票や出前講座に偏りすぎた主権者教育である

・政治的中立は政治的発言をしないことが中立とされている

・ディベートの不足があるのでそのノウハウが乏しい

（2）事例報告

長野県伊那市議会　前議長　白鳥敏明　氏

①高校生の議会傍聴と意見交換会の取組

平成30年の市議会議員選挙が無投票になり、議員のなり手不足に危機感を抱き、議員全員参加の「魅力ある議会づくり検討会」を設置して、開かれた議会活動の一環として実施。

議会への関心を高めるための方策として若い世代、特に高校生に議会へ関心を高めてもらう為に、高校生の議会傍聴、高校生との意見交換等の企画をし、令和元年と令和4年は伊那西高校の議会傍聴と意見交換会、令和5年、伊那弥生ヶ丘高校生による探求学習発表と意見交換会、高遠高校、伊那西高校の議会傍聴と意見交換会、伊那北高校生による探求学習発表と意見交換（議場）などを行った。

成果

高校生からの意見・提案があり、意見交換に参加した高校生による請願の提出があり、全会一致で採択した。
また高校生からの要望を担当常任委員会で現地確認して執行部へ改善要求の提出をした。

高校生との意見交換報告書を取りまとめて各高校へ提出や生徒から出された意見に対する市議会の検討結果を高校生向けの意見交換会リーフレットに記載して全校へ配布している。

② 四日市市議会の主権者教育取組について

（四日市市議会第83代議長　諸岡　覚　氏）

四日市市は議会改革をしても投票率は上がらなかった。
令和元年5月議長選挙で公約、6月議会報告会とシティ・ミーティングの見直しを提案、令和2年1月対象を高校生・大学生とする「ワイ！ワイ！GIKAI」として開催した。

各常任委員会はそれぞれ各学校で「ワイ！ワイ！GIKAI」（議会説明会）を開催した。今後の展望として将来的には各

種業界団体、労働組合など制限を設けず、幅広い対象との交流を目指す事とした。

高校生議会について

（対象）　北勢地区の公立の高校及び特別支援学校高等部の生徒
市内の私立高校及び特別支援学校高等部の生徒

（募集人数）おおむね30名程度

（開催方法）テーマごとの委員会に分かれ、意見交換を行い、
本会議場で意見書の採決を行う

（結果）　よっかいち市議会だより＃こども号を発行して広報している。

③山鹿市議会が取り組んだシチズンシップ教室

（なりたい職業ランキングベスト10入りを目指して）

（熊本県山鹿市議会議長　服部香代　氏）

・山鹿市議会の課題

開かれた議会になっていない、住民の理解と関心が得られていない

議員のなり手不足などの問題があった。

・なぜ、小学校でシチズンシップ教室をおこなったか。

議員のなり手不足の要因⇒議員がどんな仕事なのかわからない

「民主主義」を学ぶ⇒政治に主体的に関わるために

・シチズンシップ教室で伝えたいこと

市議会について知ること。議員の仕事を理解すること。

選挙の意義や投票の大切さがわかること。

・シチズンシップ教室の子どもたちの感想

議員がどんな仕事をしているか分かった。

皆さんがしている仕事がしてみたいと思った。

市議会議員に子育てしやすい町、防災に強いまちにするぞという
強い気持ちを感じた。
あなたが住みよい山鹿市を作っていくという言葉がとても心に残った

・大きかった波及効果

（議会）・・・・・・限られた時間で分かりやすい言葉で伝える工夫をした。
自分の原点を見直した。他の議員の思いが聞けた。
連帯感が生まれた。

（市民ボランテア）議員の努力が見えた。
自分たちも選挙の意義や議員の仕事を理解できた。

（図書館）・・・・ 選挙関係の童話コーナーを設置した。
選挙関係の貸出も多く、好評であった。

今回のテーマである「主権者教育の取組報告」を各市議会からの報告まとめ

① 伊那市議会「高校生の議会傍聴と意見交換会の取組」は市内の高校を対象に議会を傍聴してもらい、各グループに分けて懇談会をおこない、テーマを決めて高校生らに話合いをおこない、問題点などは高校生からの議会への請願や要望など多くの問題意識を持って懇談会に臨んでいた。

② 四日市市議会「主権者教育の取組について」は「ワイ！ワイ！GIKAI」開催を宣言して各常任委員会が地域の高校・大学に出向いてテーマをもとに意見交換会を開催してそこで出た意見などを整理し、今後の検討すべき課題を抽出して委員会で論点を確認して課題の整理を行っている。
また高校生議会をテーマごとに委員会に分かれ、意見交換を行い、本会議場で意見書の採決を行うなどしている報告があった。

③ 山鹿市議会「なりたい職業ランキングベスト10入りを目指したシチズンシ

ョップの取組」など中学生・小学生などを入れた取り組みであった。

このシチズンショップの目的は子どもたちに市議会について知ってもらう。議員の仕事を理解してもらう。選挙の意義や、投票の大切さを理解してもらう。の3つの目標をもって開催しているとの報告であった。

このショップでいろいろ勉強して学校で疑似選挙などもおこない「自分たちのまちの決まりは自分たちで決めよう」をスローガンにあなたも議員になれる意識を植えさせることを目的に考えたとの報告であった。

◆ 所感（1日目～2日目）

今回のパネリストの言葉の中で印象に残ったことがある。若者が選挙に行かない理由として、政治のことが解らず間違った判断をしたくない。一人の候補者を選ぶ事は難しく、投票は無責任な気がする。若者は真剣に投票行為を考えているのだと思った。また、どの候補者を選ぶか選択の仕方として、自分の将来を考えた時どういう未来がいいかという視点で候補者の主張を聴き自分が想像、希望する未来に近い候補者に投票するとしている。

次に、「地方議会の課題と主権者教育」を各市議会からの意見、取組報告を聞かせていただきました。

各市議会からの主権者教育についての報告があったが、いずれも若い世代に市議会を知ってもらい、議員の仕事とはどのようなものなのかなど理解してもらう活動である。残念ながら松阪市議会では現在、若い世代や学生への主権者教育などは行っていない。

若い世代に市議会に興味を持ち、議会を傍聴しようと思ってもらうことが必要と考える。市議会の一般質問や議案質疑を市民に分かりやすく、鋭い質問や質疑が出来るよう議員の質問力や議員力、議会力をもっと上げることが必要と改めて考えた。

報告のあった市議会では「鉄は熱いうちに打て」の言葉通り、若い世代への主権者教育も確かに必要ではあるが、本来なら全市民へ訴えること

のできる議会が必要ではないかと改めて考えた。

　2年前には、「議会のトリセツ」を使って中学校への出前授業を行う予定にしていたが、校長会などで反対意見が出て実行できなかったたようだが、主権者教育の一つとして、子どもたちが議員となり課題を議案として子どもたちが自由に決めて行う「こども議会」の開催を検討していく必要性を感じた。民主主義の議論の場として、議会を身近に感じることができ、議論の場を議場とすれば、こどもたちも貴重な経験となると思える。

主権者教育について松阪市議会として前向きに考えていかなくてはいけない。

また、現在の松阪市の議会報告会等は YouTube でも放映されているが、さらに議会報告会の在り方の検討や、小・中・高生はもとより若者との意見交換会や様々な団体や市民との懇談会、意見交換会に取り組む必要性を強く感じた。

国土交通省　住宅局

視察日　　：　令和6年 10 月 11 日 （金）

視察調査先　：　国土交通省　住宅局　住宅総合整備課

視察調査事項　：　●空家等対策における特別措置法について

応　対　　:国土交通省　住宅局　企画専門官　　四辻　純也　氏

:環境省　環境再生・資源循環局　環境専門調査員

熊井　勉　　氏

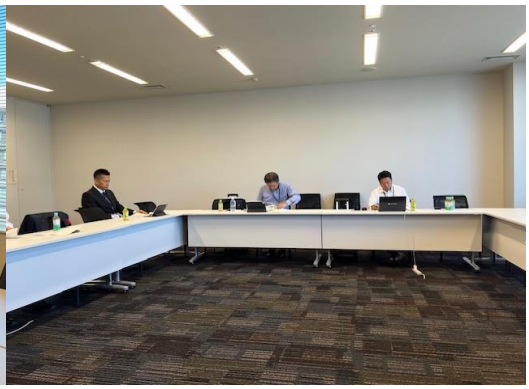

（1）空家対策の推進に関する特別措置法

1．経緯と状況

①空家が全国的に増加傾向にある。

・平成 25 年：８２０万戸→平成 30 年８５０万に増加。

・平成 26 年 : 議員立法により、倒壊等の危険空家「特別空家等」への対応。

・令和 5 年：特定空家に至る前での管理・活用等を図るため改正。

②定義

・空家：住居その他使用されていないことが常態化。

・管理不全空家：管理がされておらず、特定空家等になるおそれ。

・特定空き家：倒壊等の保安上、著しく衛生上、危険、有害な空家。

2．改正部分の概要

①空家等の活用拡大（空家等活用促進区域）

・市から所有者への活用要請。

・市街化調整区域における用途変更時の配慮。

・建築基準法の接道・用途規制の合理化。

②空家の管理確保（管理不全空家等に対する措置）

・管理不全空家等に対し、所有者へ指導・勧告が可能。

③特定空家等の除却

・特定空家の所有者に対し、助言・指導・勧告・命令・代執行が可能。

・相続放棄された空家等に「財産管理人」の選任等を請求できる。

④空家等管理活用支援法人

・所有者等への相談対応に応じる NPO・一般社団法人を指定できる。

・同意のもと、所有者の情報等を支援法人に提供できる。

3．特定空家の除却

①緊急時の代執行制度の創設

・緊急時、命令等の手続きを経ず、代執行が可能となる。

指導・勧告→~~命令等~~→代執行

②代執行費用の徴収

・(所有者不明の場合)

代執行後に所有者が判明：裁判所の判決が必要

↓

国税滞納処分同様、強制的な徴収が可能

４．固定資産税の空家対策上の措置

・固定資産税等の住宅用地特例

（固定資産税）	小規模住宅用地（200 ㎡以下）	一般住宅用地（200 ㎡超）
課税標準	1/6 に減額	1/3 に減額

↓

●特定空家：「勧告」を受けた空家の敷地について適応除外
●管理不全空家：「勧告」を受けた管理不全空家の敷地について適応除外

５．空家等活用促進区域

●市は、重点的に空家の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」と定め、規制の合理化が可能となる。

①接道規制の合理化
・前面の道路が幅員４m 未満でも建替え等が可能。

②用途規制の合理化
・「用途特例適用要件」に適合する用途への変更が可能。

③市街化調整区域内の用途変更
・用途変更に際しては、知事の「許可」が必要から「配慮」に変更。

６．空家等管理活用支援法人

●市は、空家の活用・管理に取組む、NPO 法人や会社等を「空家等管理活用支援法人」に指定し、当該法人が所有者と相談対応を実施できる。

７．財産管理人による空家の管理・処分

●裁判所が選任した財産管理人の制度において、今まで「利害関係人」でないと選任請求ができなかったが、必要と認められる場合、市も選任請求が可能となる。

（２）所　感

この度の特別措置法の改正により、「管理不全空家」の項目が新たに設けられた。

当市においても、それに伴い「第 2 次松阪市空家等対策計画」が本年 9 月に策定され、新たな空家等の対策が講じられることになった。

今回の国土交通省　担当者のレクチャーにおいての項目内容が、この第 2

次計画に網羅されていることが確認することができた。

国の指針等のガイドラインを鑑み、当市の対応は、それを地域性をもって、修正すべきところも発見できたことは、収穫であったと考える。

まだまだ、始動したばかりで、課題は多く、例えば、「特定空家」に比べ「管理不全空家」の概念が、所有者にとって、その認識が理解できるように行政としての働きがけが重要になってくること。また、除却に際して、費用等の所有者の負担が多大なことも、空家の増加の大きな要因であるため、現行の 25 万円から 30 万円の市からの補助金の見直しも含め検討していく必要があると考える。

調べてみると、あえて、「管理不全空家」の定義をしていない自治体も存在している。この項目の必要性を感じていないとのことである。

地域により、空家対策には、若干の温度差も感じるが、全国的には人口減少により、著しく空家は増加しており、どの自治体においても喫緊の重要課題であることは変わりない。

当市においても中山間地域の空家バンクの推進と移住政策、市街地地域の空家の活用等、市内の地域においても空家対応政策が異なるところがあり、今後、マクロ的な考えのもと、一つに政策として適応する必要性も生じてくると考える。

今後も、拡大する空家対策問題に注視していきたい。

以　上